

【介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて】

令和元年 10 月の介護報酬改定に伴い、当施設では介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定しております。下記の通り、介護職員の処遇改善について取り組んでおります。

○賃金改善の取り組みについて

「経験・技能のある介護職員」として、勤務 10 年以上の介護福祉士資格保有者と勤務 5 年以上の介護福祉士であり、且つ介護支援専門員資格を保有している職員を対象に更なる賃金改善を行なっております。その他の介護職員についても、介護報酬に則り、新たな賃金改善を行なっております。

○賃金改善以外の取り組みについて

・資質の向上

働きながら介護福祉士取得等を目指す職員に資格取得支援規程を活用した資格取得の援助や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員には、外部研修等の参加への支援を行なっております。

・労働環境・処遇の改善

ミーティングや目安箱の設置による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善に努めています。また、産業医による健康相談や関連医療機関での受診対応等、健康管理面の強化も行っております。

・その他

非正規職員から正規職員への転換や定年後の継続雇用規程の活用により、介護職員の就労について個別に対応しております。